

第9期古賀市介護保険運営協議会（令和8年度第2回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和8年6月18日（木）19時00分から20時00分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202 研修室
3. 出席委員 堤啓 会長、 加藤功 副会長
峰松豊美 委員、新本瑞穂 委員
藤洋介 委員、阿部友子 委員
4. 欠席委員 4名
5. 傍聴者 なし
6. 諮問・報告・議事
 - （1）第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の評価について
 - （2）第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画の構成について
 - （3）第1章 計画策定の趣旨等について
7. 資料
 - 【資料1－1】第9期介護保険事業計画における推計人口等の実績値について
 - 【資料1－2】第9期介護保険事業計画における令和7年度の事業評価
 - 【資料2】計画の構成について
 - 【資料3】第1章 計画策定の趣旨等について

8. 会議内容

(1) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の評価について

資料1-1、資料1-2

事務局より説明

《委員意見》

- ・【資料1-2】「取組（シ）多職種連携の促進」（P4）について、多職種連携会議に参加する医療機関が少なく、参加している医療機関も固定化しているように感じる。より多くの医療機関に参加いただけるよう、積極的な働きかけを行っていただきたい。

○【資料1-2】「取組（ツ）福祉サービスの支援」（P5）の在宅高齢者介護用品（紙おむつ）給付サービスについて、「延べ909人」とはどのような意味か。

⇒月ごとの利用人数を積み上げた延べ人数である。

○紙おむつ利用月平均の利用人数（約76人）からすると、制度の周知が十分ではないのではないか。ケアマネジャーを利用している方は制度の案内を受ける機会があると思われるが、利用していない方は制度を知る機会が少ないのではないか。介護認定結果の通知に合わせて案内してはどうか。

⇒利用状況も踏まえながら、周知方法について検討したい。

○はり・きゅう施術料の一部助成について、利用回数及び交付額を教えてください。

⇒年間8,000円分の利用券を交付し、利用金額に応じて500円分または1,000円分として利用できる。

○高齢者の増加に伴い、今後も介護サービスを維持できるのか。また、介護人材不足への対応として、外国人材の活用を含めた新たな人材確保策が必要ではないか。

⇒介護人材の確保は第10期計画における課題として認識している。市全体の人口対策や子育て支援などの施策に加え、第10期計画では介護予防等の取組を着実に進めていきたい

○【資料1-2】「取組（サ）在宅医療・介護連携の普及啓発」（P4）における粕屋医師会が主催する住民講座（オンライン動画）について、市民への周知はどのように行っているか

⇒市ホームページに掲載し周知を行っている。また、広報紙では、掲載の機会にあわせて周知するとともに、地域包括支援センターでは、つどいの場など高齢者と接する機会を通じて案内を行っている。

《委員意見》

- ・住民講座については、高齢者だけでなく、今後介護を担う世代への周知も必要ではないか。LINE等を活用した情報発信についても検討していただきたい。

(2) 第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画の構成について 資料2

事務局より説明

《質疑なし》

(3) 第1章 計画策定の趣旨等について 資料3

事務局より説明

○「2. 計画の位置づけ」の重層的支援体制整備事業（P3）については、第9期計画には記載がなかったが、新たに追加したものか。

⇒重層的支援体制整備事業については、古賀市地域福祉計画において包括的支援体制の整備に関する事項として位置付けている。令和6年度から、世代や属性を問わず横断的な支援を重層的に行う取組を進めている。

○古賀市地域福祉計画には、コミュニティソーシャルワーカーの配置等についても記載されているのか。

⇒コミュニティソーシャルワーカーについては、市社協に3人配置しており、地域の相談窓口として相談支援機能の充実を図っている。

○認知症施策については、社会福祉法の改正もあり、市町村の取組が重要となっている。認知症になった後の支援だけでなく、認知症になる前の予防や支援についても、第10期計画に盛り込まれる予定か。

⇒認知症施策については、第1章で計画の方向性を示しており、具体的な取組については第3章に記載する予定である。

○「5. 日常生活圏域について」（P4）は、第9期計画に記載されていた「高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステム構築の推進」のうち、「尊厳を持って自分らしい生活を送る」という文言は重要であるため、第10期計画のどこかに盛り込んでいただきたい。

⇒当該内容については、「6. 計画の基本理念」（P5）に集約しているため、該当箇所の文言は削除している。文言の追加については検討したい。

○第3地域包括支援センターについて、担当圏域を拡大してもよいのではないか。また、中学校区ごとに圏域を設定しているが、他自治体ではどのように区分しているのか。

⇒宗像市では6圏域を設定しており、中学校区ではなく自治体の実情に応じて区分をしている。第3地域包括支援センターは、他の圏域と比較して担当区域の面積は広いものの、人口規模は小さい。介護サービス利用者数は比較的少ないことから、地域活動やつどいの場への参加などの掘り起こしにも取り組んでおり、当面は現行の体制を維持したい。今後、人口や世帯数の変動等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討し、支援体制の充実を図っていく。

○地域包括支援センターの設置場所や活動内容について、市はどのように関与しているのか
⇒市が仕様書を示したうえで事業者を公募し、提案内容を踏まえて選定をしている。設置場所については事業者からの提案によるものである。

《委員意見》

- ・地域包括支援センターが遠方にある場合、相談に行く際の負担が大きくなることが懸念される。

9. その他

議事録について

署名については堤会長と加藤委員にお願いする。